

# ISO 14001を活用して パリ協定/SDGs/ESG投資 に取り組む

第1回：プロローグ ～パリ協定/SDGs/ESG投資と  
ISO 14001:2015の関係は?～

執筆/サステナビリティ・コンサルティング代表

猪刈正利



## 1. 本連載の背景

サステナビリティに関するこれまでの国際的な取り組みを振り返るため図表1に年表を示すが、とりわけ2015年以降、パリ協定・SDGsの採択、そしてESG投資の拡大など企業を取り巻く情勢が急激に変化している。1987年に「持続可能な開発(Sustainable Development)」の概念が初めて提唱されたが、図表2に示すように、その概念は本連載で解説する「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」に引き継がれている。このような変化への対応いかに

よって、(その理由は本連載全体を通じて解説するが)図表3に示すように企業は経営リスクを被る可能性もあるが、逆にビジネスチャンスとして捉え企業価値の向上につなげることも可能な時代となった。そのため金融機関は、企業のSDGsやパリ協定等への対応をリスク・機会の両面から評価し、ESG投資なども連動させるような動きが見られるようになった。

一方、日本国内に目を転じて、様々な動きが見られるようになった。例えば環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである

が、その最新版となる第五次環境基本計画を2018年4月17日に閣議決定している。本計画の「はじめに」には、図表4に示すように、SDGs・パリ協定の採択、及びESG投資などの動きが拡大している潮流を踏まえ、「新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要」であるとしている。

従って企業のISO 14001担当者や審査登録機関の審査員も、従来の公害防止や狭義(自社内)の環境経営の取り組みのみならず、パリ協定・SDGs・ESG投資などの国際的な動きを理解したうえで、より経営的な視点も持ちつつ、業務を遂

図表1 サステナビリティに関するこれまでの国際的な取り組み

1987年	環境と開発に関する世界委員会が「持続可能な開発(Sustainable Development)」を提唱
1990年	「持続可能な開発のための経済人会議(BCSD→後にWBCSD)」発足
1991年	ISOがBCSD(WBCSD)の要請を受けて環境マネジメントについて審議するグループを設置 ISO 14001:1996年版が誕生するきっかけとなる
1992年	「地球サミット」でリオ宣言
1996年	ISO 14001:1996年版発行
2004年	ISO 14001:2004年版発行
2005年	京都議定書発効
2013-2014年	IPCC第5次評価報告書の公表
2015年9月15日	ISO 14001:2015年版発行
9月25-27日	国連総会でSDGs(Sustainable Development Goals)採択
9月28日	日本のGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)がESGに配慮する 国連責任投資原則(PRI)に署名(※日本国内の取組)ESG投資が本格化
12月12日	パリ協定採択
2016年11月4日	パリ協定発効

出典: サステナビリティ・コンサルティング 作成

図表2 持続可能な開発(Sustainable Development)と  
持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

出典：環境と開発に関する世界委員会（通称：ブルトワット委員会）報告書「Our Common Future（我ら共有の未来）」（1987年）

定義：子々孫々が彼ら固有のニーズを満たす能力をいささかも減ることがないという大前提に立って、すべての人々の基本的なニーズに合致し、かつ人々がよりよき生活を希求する機会を増やすこと。

原文：meeting the basic needs of all people and extending to the opportunity to satisfy their aspirations for better life without compromising the ability of future generations to meet their own needs



出典：サステナビリティ・コンサルティング作成

図表3 SDGsをめぐるリスク及び機会

	自社	自社のサプライチェーン企業
ビジネス機会	SDGsの17目標・169ターゲットにある社会課題を解決する製品・サービスを開発・提供することにより、 <u>自社の企業価値が向上</u>	
ビジネスリスク	<u>自社が</u> 、SDGsの17目標・169ターゲットの中の人権・労働・腐敗防止・環境等に関する責任を果たさず、 <u>自社の信用・評判が失墜(信用リスク・評判リスク)</u>	<u>サプライチェーン企業が</u> 、SDGsの17目標・169のターゲットの中の人権・労働・腐敗防止・環境等に関する責任を果たさず、その結果、 <u>自社の信用・評判が失墜(信用リスク・評判リスク)</u>

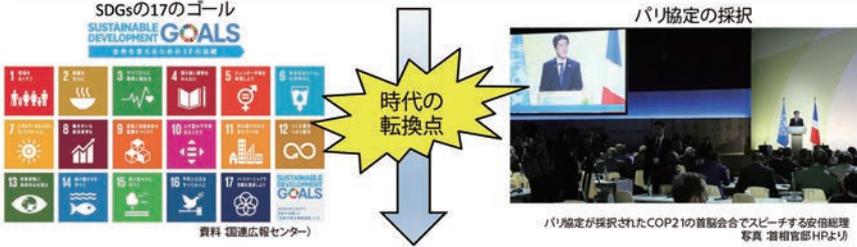
出典：サステナビリティ・コンサルティング 作成

図表4 SDGs及びパリ協定採択後の世界の潮流

環境省 Ministry of the Environment

## 持続可能な社会に向けた国際的な潮流

- 2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択  
※ 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む。
- 2015年12月 「パリ協定」採択  
※ 2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。



SDGsの17のゴール  
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

パリ協定の採択

新たな文明社会を目指し、**大きく考え方を転換(パラダイムシフト)**していくことが必要。

出典：第五次環境基本計画の概要、2018年4月、環境省、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>

行していくことが期待される。しかしながら、これらの潮流は、2015年以降、あまりにも急激に押し寄せてきたため、企業のISO 14001担当者や審査登録機関の審査員の中には、その理解が必ずしも十分ではないケースも見受けられるようである。そのため本連載(全6回)を通じて、これらの潮流に関して順次、解説する。

## 2. パリ協定/SDGs/ESG投資とISO 14001:2015の関係

ISO 14001は、図表1に示したサステナビリティの一連の動きに呼応しつつ、まず1996年版が発行されたが、その

後、2004年版の改定を経て、パリ協定・SDGsが採択された直前の2015年9月15日にISO 14001:2015年版が発行されている。このISO 14001:2015年版は、本連載でこのあと解説するように、企業がパリ協定/SDGs/ESG投資に取り組む際のマネジメントシステムとして極めて有効なツールであると筆者は考えている。実際、ISO(国際標準化機構)のホームページには、図表5に示すように「UN Sustainable Development Goals – can ISO 14001 help? - Yes!」と題する公式文書が掲載されている。同文書にはSDGsの17の目標のうち、少なくとも12の目標は環境に関連する事項で、ISO 14001:2015でカバーできるとしている。

ISO 14001:2015の「4.1組織及びその状況の理解」(抜粋)及び「4.2利害関係者のニーズ及び期待の理解」を図表6に、また同「6.1リスク及び機会への取組み 6.1.1一般」(抜粋)を図表7にそれぞれ示すが、SDGsのみならずパリ協定等も、ISO 14001:2015の「外部・内部の課題」「利害関係者のニーズ及び期待」そして「リスク及び機会」に関連する重要な事項である。

## 3. 本連載(全6回)の構成

本連載第2回では、まずパリ協定、それに関連する座礁資産・ダイベストメント、そして気候関連財務ディスクロー

図表5 UN Sustainable Development Goals – can ISO 14001 help? - Yes!(抜粋)



出典:<https://committee.iso.org/files/live/sites/tc207sc1/files/Final%20UN%20SDG%20and%20ISO%2014001%20071216.pdf>

ジャー・タスクフォース (TCFD :Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 等の国際動向について解説する。そして本連載第3回以降では、SDGs、及びESG投資についてそれぞれ解説し、本連載の終盤では、ISO 14001:2015を活用した企業の対応について解説していく予定である。本連載が企業のISO 14001担当者や審査登録機関の審査員の方々に、多少なりとも参考になれば幸いである。



サステナビリティ・コンサルティング 代表

猪刈正利 (いかり まさとし)

三菱マテリアル、MS&ADインターリスク総研を経て2018年4月から現職。成蹊大学非常勤講師、CEAR登録環境主任審査員 (No.A20004)、環境省主催 環境コミュニケーション大賞ワーキンググループ委員。著書:「化学企業のISO14001」化学工業日報社共著、「進化する金融機関の環境リスク戦略」金融財政事情研究会共著、「企業の環境部門担当者のためのSDGs (持続可能な開発目標)をめぐる潮流がサクッとわかる本」協定、SDGs、ESG投資とその後」日刊工業共著、ほか著書多数

図表6 ISO 14001:2015「4.1 組織及びその状況の理解」及び「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」(抜粋)

**4.1 組織及びその状況を理解**  
 組織は、組織の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する能力に影響を与える、**外部・内部の課題**を決定しなければならない。(以下省略)

**4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解**  
 組織は、次の事項を決定しなければならない。

- 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- その**利害関係者の要求事項**
- それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの

出典:ISO 14001:2015からサステナビリティ・コンサルティング 作成

図表7 ISO 14001:2015「6.1 リスク及び機会への取組み 6.1.1 一般」(抜粋)

**6.1 リスク及び機会への取組み**  
**6.1.1 一般 (前半)**  
 組織は、6.1.1~6.1.4に規定する要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、次のa)~c)を考慮し、

- a) 4.1 (著者注: 組織及びその状況を理解) に規定する課題
- b) 4.2 (著者注: 利害関係者のニーズ及び期待の理解) に規定する要求事項
- c) 環境マネジメントシステムの適用範囲

次の事項のために取り組む必要がある、  
 環境側面 (6.1.2参照)、順守義務 (6.1.3参照)、  
 並びに4.1及び4.2で特定したその他の課題及び  
 要求事項に関連する、**リスク及び機会を決定**  
 しなければならない。(以下省略)

出典:ISO 14001:2015からサステナビリティ・コンサルティング作成